

行政文書非公開決定通知書

30 消 規 第 8 7 号
平成 30 年 4 月 13 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝 田 誠 一 様

実施機関

名古屋市消防長 木 全 誠 一



平成30年4月2日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城天守閣木造復元事業に関し、火災予防条例に適合していると認められるような代替案についての名古屋市消防長の同意した内容の文書
公開しない理由	請求のあった文書は消防局では作成しておらず、文書不存在のため
備考	<決定を行った所管課・公所> 消防局予防部規制課 TEL 052-972-3547

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。